



発行
東京都

令和七年十一月四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東品川
九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

目 次

告 示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

規 程（水）

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………三

告 示（水）

○徵収事務の委託……………（主税局課税部課税指導課）…四

公 告

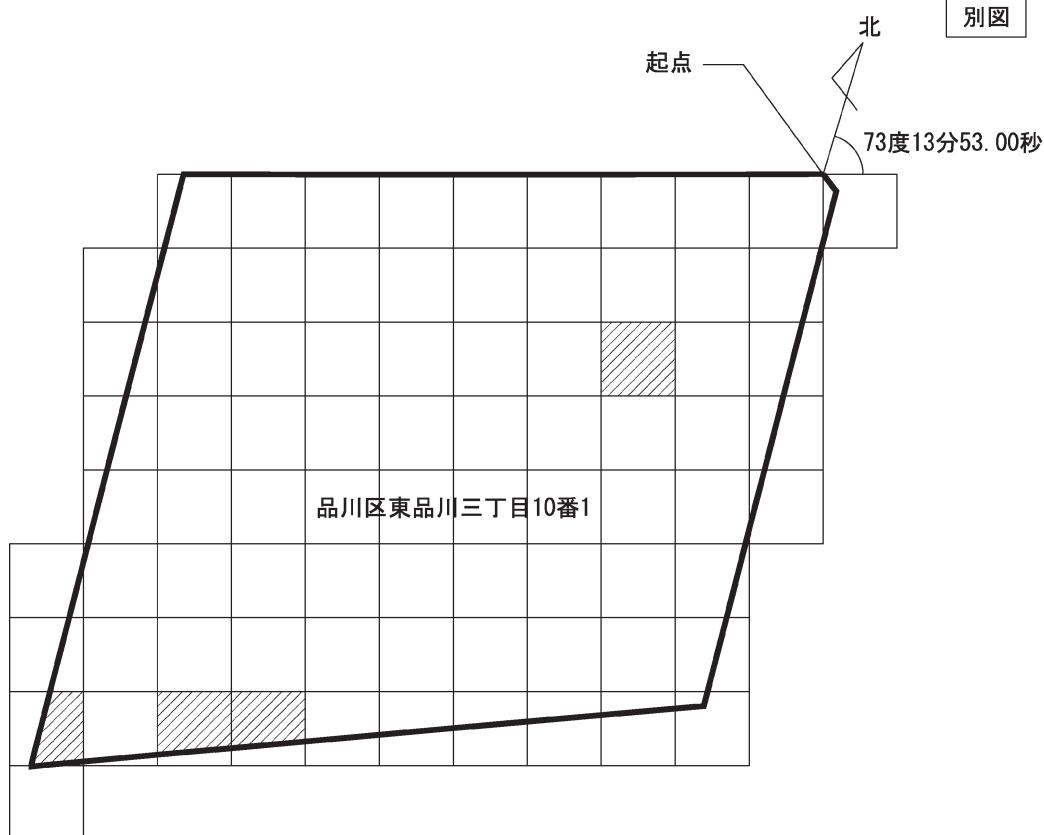
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）…四

告 示

○東京都告示第千二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條

第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

**【起点】**

起点は、品川区東品川三丁目10番1の最北端とする。

【凡例】

—— : 単位区画

— : 調査対象地

■ : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

【格子の回転角度 (73度13分53.00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

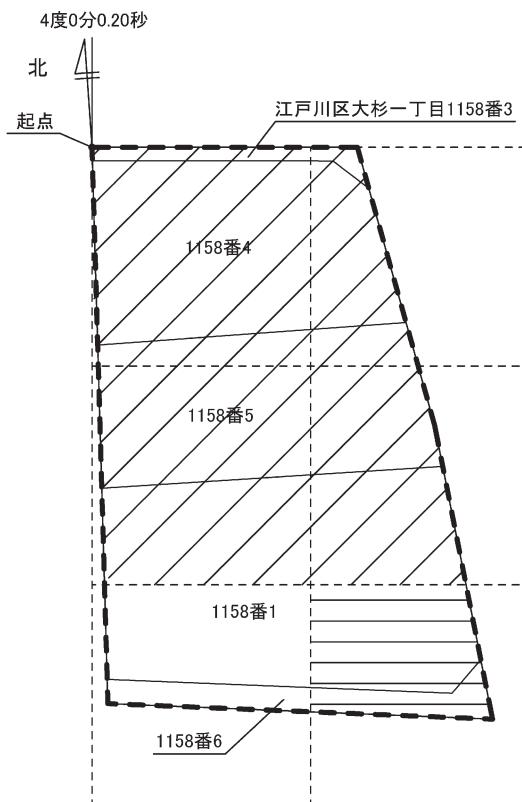
◎ 東京都告示第千二十五号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」といふ。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年十一月四日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区大杉二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、次の座標とする。X座標:-32808.702 Y座標:3856.693
座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(4度0分0.20秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 調査対象地
- : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第770号により指定した区域)
- ▤ : 形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)
- : 筆境界

● 東京都水道局管理規程第二十六号
東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のよう
に定める。

令和七年十一月四日

東京都水道局長 山 口 真

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記第三十五号様式の二(裏)中「下記のお問合せ先に御連絡ください」を「お手続をお願いします」に改め、「◎水道料金のお支払いは、便利な「口座振替」を、是非御利用ください。」及び「お申し込みは、この請求書と御使用の通帳・印鑑を御持参の上、お取引の金融機関・郵便局へどうぞ。」を削る。

別記第三十六号様式の三(裏)中

規
程
(水)

(第18421号)

◎ 水道料金のお支払いは、便利な「口座振替」を、是非御利用ください。
お申込みは、この支払書と御使用の通帳・印鑑を御持参の上、お取引の
金融機関・郵便局へどうぞ。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程別記第三十五号様式の二及び第三十六号様式の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示(水)

◎ 東京都水道局告示第七号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により準用する地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年十一月四日

東京都水道局長 山 口 真

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東京都市サービス株式会社
中央区晴海一丁目八番十一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

京都下水道局長から徴収の委託を受けた下水道料金及び

再生水料金

三 指定日

令和七年十一月一日

四 委託日

令和七年十一月一日

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消について

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第一百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第一百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年十一月四日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
マルイシ 石油株式 会社	石鍋 浩	足立区西新井五丁 目一一番二号	令和七年八月 三十一日

会社

発行 東京都
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 110円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三八一)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001

 FSC
ミックス
紙
FSC® C006270

リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が
リサイクルして作成されました。